

## 安全性評価検討ワーキンググループ（第1回）議事録

### 5. 議事等

事務局より資料 WG1-1 の説明を行った。

久田委員：資料の扱いを確認したい。

→事務局：公開請求されたら出す必要はあるが、基本的には非公開扱いとさせていただきたい。

環境省より資料 WG1-2、事務局より資料 WG1-3、WG1-3 別紙、WG1-4 の説明を行った。

木村委員：現存被ばく、計画被ばくではないのか。

→環境省：除染電離則が線量の高い場所であるだろうから現存被ばくになると思う。

木村委員：現存被ばくを意識していると言うことか。

→環境省：福島県を現存被ばく状況として表現することはできるだけ避けたい。一般の方が受ける線量は  $1\text{mSv/y}$  なり  $10\text{\mu Sv/y}$  なりの考えがあるが、再生資材の濃度に応じて覆土厚を変える等、遮へいなどにより全国一律な基準としたい。現存被ばく状況の地域で一般の方の基準線量を変えてもいいということで表現すると福島県民の受けが良くない。ただし、現実的に空間線量の高いところでの作業は、作業員は、電離則適用で作業を行い、そこでの再生資材もその状況に応じて高い濃度のものも使える、という考えを残した意味のただし書きである。なおスピード感も大事であり、放射線審議会に新概念として諮るよりも既存の法令と整合が取れているという説明の方が理解を得られやすいものと考える。

山本委員：線量基準や濃度を守らせる相手は、炉規法での各事業者のように、特措法で特定できるのか。

→環境省：省令上の書き方で工夫したい。

→山本委員：新たに長期的な規制対象者が出てくるのか。

→環境省：施工の管理者、用途先の管理者が特措法上でも管理すべき者になると考えている。

久田委員：常磐道では  $2000\text{Bq/kg}$  の資材を用いたことであったが、作業の工程上、機械等に付着

## 安全性評価検討ワーキンググループ（第4回）議事録

田上委員：数量として管理されていないものなので違和感はある。

木村委員：規制庁の見解は、炉規法との整合上の意見のみであり、実質的な検討をしていない。

事務局（油井）：再生利用する地域の汚染の有無により考え方も異なるものと思われる。

環境省：本日の資料にあるような公共物への再生利用が管理していくということの一つのあり方と考えている。

環境省：汚染地域では現存被ばく状況であるとしても、非汚染地域では管理が必要ではないのか。

木村委員：福島県外でも千葉県、茨城県など  $10\text{\mu Sv/y}$  を超えているところはある。

佐藤委員長：この WG はその準備のための理論武装だと考えている。

事務局（油井）：P3 モニタリングについて山本委員に確認だが、外部被ばくが決定経路であり、それに 対してモニタリングをやればいいということか。

山本委員：前回までの議論ではそうなる。今回は内部被ばくが決定経路になっているケースもあるので、各決定経路について適切にモニタリングやそれに代わる管理が為されていればいいのでは。